

譲渡担保契約及び 所有権留保契約に関する法律の概要

虎門中央法律事務所
(商工研相談業務委嘱先)
弁護士
臺 庸子



譲渡担保や所有権留保に関する新しい法律が成立したと聞きます。新法の概要について教えてください。



「譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律」(以下「譲渡担保法」又は「法」といいます)が2025年5月30日に成立し、同年6月6日に公布されました。公布の日から起算して2年6月を超えない範囲内において施行される予定です。

従来、企業の資金調達における担保としては、不動産担保や個人保証が広く用いられてきましたが、不動産を有しない企業や保証人の負担を軽減するため不動産(機械設備、在庫商品等)、債権(売掛債権等)を目的とする譲渡担保、所有権留保が実務上、民法に規定のない手法、非典型担保として発展してきました。譲渡担保法は、譲渡

担保契約及び所有権留保契約の効力、譲渡担保権及び留保所有権の実行、破産手続きにおける取扱いなどについて明文化する新法です。以下動産譲渡担保権を中心に概説します。

1. 譲渡担保権の効力

(1) 定義

譲渡担保契約は、「金銭債務を担保するため、債務者又は第三者が動産、債権その他の財産を債権者に譲渡することを内容とする契約」と定義されています(法2条1項)。経済的実質は担保であるが、法的には譲渡という形式を執るといことで、対象は主に動産及び債権ですが、それ以外の財産も譲渡担保財産となり得ます。もともと「その他の財産」から原則、抵当権の目的とする財産及び知的財産権は除かれています。ちなみに所有権留保契約の目的は動産に限定されています(法2条

16号)。

(2) 譲渡担保権者の権利

譲渡担保権者は、譲渡担保財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有するとされています(優先弁済権、法3条)。そして譲渡担保権は、原則、元本、利息、違約金、譲渡担保権実行の費用及び債務の不履行によって生じた損害の賠償を担保すると定められています(法4条)。抵当権のように利息について最後の2年分に限るといった制限は置かれていません。

目的財産の代わりに譲渡担保権設定者が取得する金銭(保険金請求権、売買代金債権等)や賃料債権からも優先して弁済を受けることができます(物上代位、法9条)。

(3) 譲渡担保権設定者の権利

譲渡担保権者は、後記5の実行手続きによらなければ譲渡担保財産を譲渡することができます

せんが(法5条)、一方譲渡担保権設定者は、譲渡担保財産についての権利を第三者に譲渡することができるとされています(法6条)。譲り受けた第三者は即時取得(民法192条)の要件を満たさない限り、譲渡担保権の負担の付いた財産を取得することになります。

また、譲渡担保財産は、重ねて譲渡担保契約の目的とすることができるとされており(法7条)、よって、譲渡担保権設定者は、同じ財産について優先順位異なる譲渡担保権を設定することができません。

(4) 動産譲渡担保権設定者による譲渡担保動産の使用及び収益

動産譲渡担保権は、担保権者が目的物を占有する質権とは異なり、動産の占有を動産譲渡担保権者に移すことなく設定することが可能であることに特徴があり、動産譲渡担保権設定者は、

譲渡担保の目的である動産の用法に従い、その使用収益をすることができると定められています(法29条1項)。動産譲渡担保権設定者はその使用収益に際して善管注意義務を負います(法29条2項)。

2. 動産譲渡担保権の對抗要件 (自分が担保権を有していることを他の者に主張するための要件)

動産譲渡担保権を第三者に對抗するためには、引渡しを受ける必要があります(民法178条、動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律3条1項)。「引渡し」には、現実の引渡し、簡易の引渡し(民法182条)、占有改定(民法183条)、指図による占有移転(民法184条)が含まれます。

譲渡担保法に基づき同一の動産に複数の動産譲渡担保権を設定することが認められています。その順位は引渡しの前後によるのが原則です(法32条)。

もっともこれには例外があり、例外のうちの1つは、占有改定

により對抗要件を備えた動産譲渡担保権者は、それ以外の方法で引渡しを受けた動産譲渡担保権者に劣後するとされるものです(法36条1項)。占有改定は、設定者が目的動産を引き続き所持しながら、以後は担保権者のために占有する旨を合意することであり、外形的な移転を伴わないので公示機能が不十分と評価されるためです。

3. 動産譲渡担保権と他の担保権との優先

同一の動産について動産譲渡担保権と先取特権とが競合する場合には、動産譲渡担保権者は、民法330条(動産の先取特権の順位)の規定による第1順位の先取特権者と同一の権利を有するとされています(法34条)。なお、先取特権は譲渡担保権又は下記質権のように当事者間の契約によって生じるものではなく、民法の規定に基づき当然に認められる法定担保物権です。

同一の動産について動産譲渡担保権と動産質権とが競合する場合には、その順位は動産譲渡担保契約に基づく動産の譲渡に

ついての引渡しと動産質権の設定の前後によるのが原則です(法35条)。

4. 集合動産を目的とする譲渡担保権

動産の種類及び所在場所その他の事項を指定することにより、将来において属する動産を含むものとして定められた範囲によって特定された動産を一体として譲渡担保契約の目的とすることができるとされています(法40条)。これは、構成部分が変わる一定の範囲に属する動産について一括して動産譲渡担保権を設定することができるというもので、在庫等を担保とする融資に用いられるのが典型かと思われま。動産の種類(家電製品、貴金属製品等)による指定が必須とされることにより、「在庫一切」という特定方法では不十分ということになります。なお、所在場所は必須の要件とはされていません。

5. 譲渡担保権の実行方法

貸金を担保するために債務者の倉庫内に保管されている動産

(例えば機械類)に譲渡担保権を設定したとします。

債務者が貸金の返済を怠ったため、債権者が動産譲渡担保権を実行することとした場合、債務者が実行に協力するのであれば任意売却が選択されると思われます。債権者が任意に機械を売却し、その代金を貸金の返済に充当します。

債務者が任意の売却に協力しないときは、債権者は譲渡担保法に基づく実行方法に依ることになります。

債権者は引渡命令(法76条)に基づきなどして機械の引渡しを受け、機械を自ら評価し、債務者に対してその評価した金額を基に機械をもって貸金債権の弁済に充当すること等を通知(帰属清算の通知)します(法60条1項)。又は機械を第三者に売却し(処分清算譲渡)、債務者に対して機械を売却したと、その売却代金額等を通知します(法61条1項、2項)。帰属清算の通知のとき、処分清算譲渡のときに、貸金が消滅することになります(法60条1項、61条1項)。

